

平成 18 年 6 月 27 日

各 位

東京都文京区白山五丁目 1 番 3 号

株式会社ビーマップ

代表取締役社長 杉野 文則

(コード番号：4316)

問合せ先：社長室長 大谷 英也

(電話：03-5842-5033)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 6 月 22 日開催の当社定時株主総会において、当社定款の一部変更について承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 公告方法について当社において検討を行いましたところ、公告の費用の削減等の効果が期待できるとの判断を行い、当社の公告の方法を電子公告に変更し、併せて、止むを得ない事由により電子公告ができないときの措置を定めるものであります。【第 4 条】

(2) 当社の発行する株式の総数（発行可能株式総数）は、45,360 株とされているところ、発行済株式総数が既に 31,636.55 株（平成 18 年 3 月 31 日現在）となっていることから、今後の機動的な M & A・業務提携や資本政策を可能とするため、これを 126,500 株に変更するものであります。【第 5 条】

(3) 旧商法第 233 条が廃止されたことに伴い、株主総会の開催場所の制限がなくなりましたが、合理的な範囲で現在と同様の条件を設ける規定を設けるものであります。【第 10 条】

(4) 「会社法」（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたこと（以下「新会社法の施行」といいます。）に伴い、定款に定めることにより可能となる事項等について、以下の変更を行うものであります。

会社法第 214 条において、株券を発行する場合は定款にその旨を記載しなければならない旨定められているため、当該規定を設けるものであります。【第 5 条】

法務省令（会社法施行規則第 94 条、第 133 条及び会社計算規則第 161 条、第 162 条）に基づき、株主総会参考書類等の一部について、株主の皆様の利便性を高めるため、インターネットを通じて閲覧いただけるよう規定を設けるものであります。【第 12 条】

法務省令（会社法施行規則第 63 条第 5 号）に基づき、株主総会の円滑な運営を図るため代理人の数を定めるものであります。【第 14 条】

会社法第 326 条において、取締役会を設置する場合は定款にその旨を記載しなければならない旨定められているため、規定を設けるものであります。【第 16 条】

会社法第 341 条に基づき、当社の事業並びに経営の継続性を確保するため、取締役の解任に関して株主総会の特別決議とする旨の規定を設けるものであります。【第 19 条】

会社法第 370 条に基づき、迅速な意思決定を行うため取締役会の書面決議を導入する規定を設けるものであります。また、法務省令（会社法施行規則第 101 条第 4 項第 1 号）に基づき、当該決議に関する議事録の規定を設けるものであります。【第 23 条】【第 26 条】

会社法第 326 条において、監査役および監査役会を設置する場合は定款にその旨を記載しなければならない旨定められているため、規定を設けるものであります。【第 30 条】

迅速な意思決定を行うため、取締役会並びに監査役会の招集手続を追加する規定を設けるものであります。【第 24 条】【第 35 条】

会計監査人を設置する場合は定款にその旨を記載しなければならない旨定められているため、会計監査人に関する章並びに各規定を設けるものであります。【第 6 章】【第 41 条】【第 42 条】【第 43 条】【第 44 条】

取締役もしくは監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法の規定に基づき取締役もしくは監査役の会社に対する賠償責任を法令に定める範囲内で取締役会の決議により減免できる旨の規定を新設するものであります。また、会計監査人として有能な人材を迎えられるよう、会社法の規定に基づき会社に対する賠償責任を法令の範囲内で限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。なお、変更案第 29 条の新設につきましては、監査役の全員一致による監査役会の同意を得ております。【第 29 条】【第 40 条】【第 45 条】

(5)その他、新会社法の施行に伴い、会社法等の文言に合わせる語句の修正を行うとともに条文数の変更を行うものであります。

(6)第 7 期定時株主総会におきましてご承認いただいた定款変更に関する移行措置を定めた附則を廃止するものであります。【附則】

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します）

現行定款	変更案
第 4 条（公告の方法） 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第 4 条（公告方法） 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故やその他止むを得ない事由が発生したときは、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。
第 5 条（発行する株式の総数） 当社の発行する株式の総数は、 <u>45,360 株</u> とする。	第 5 条（発行可能株式総数及び株券の発行） 当社の発行可能株式総数は、 <u>126,500 株</u> とする。 <u>2 当社は、株式に係る株券を発行する。</u>
第 6 条（自己株式の取得） 当社は、 <u>商法 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を <u>買受ける</u> ことができる。	第 6 条（自己の株式の取得） 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項</u> の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を <u>取得する</u> ことができる。

現行定款	変更案
<p>第7条（<u>名義書換代理人</u>）</p> <p>当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿の作成、実質株主通知の受理、端株原簿への記載又は記録、株券喪失登録及び端株の買取り</u>その他株式及び端株に関する事務は、<u>名義書換代理人</u>に取り扱わせ、<u>当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>第7条（<u>株主名簿管理人</u>）</p> <p>当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）<u>端株原簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式及び端株に関する事務は、株主名簿管理人</u>に取り扱わせる。</p>
<p>第9条（<u>基準日</u>）</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録質権者</u>、もしくは同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録質権者</u>又は端株主とする。</p>	<p>第9条（<u>基準日</u>）</p> <p>当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項の場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は<u>登録株式質権者</u>、もしくは同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録株式質権者</u>又は端株主とする。</p>
<p>第10条（<u>招集時期</u>）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p>	<p>第10条（<u>招集時期及び招集地</u>）</p> <p>当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 <u>当社の株主総会は、東京都区内で開催する。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>第12条(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</p>
<p>第12条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 商法第343条の規定によるべき決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>	<p>第13条(決議の方法)</p> <p>株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の他、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p>
<p>第13条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第14条(議決権の代理行使)</p> <p>株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第14条(議事録)</p> <p>株主総会の議事録は、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>第15条(議事録)</p> <p>株主総会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>
(新設)	<p>第16条(取締役会の設置)</p> <p>当社は、取締役会を置く。</p>

現行定款	変更案
<p>第15条（取締役の員数） （省略）</p>	<p>第17条（取締役の員数） （省略）</p>
<p>第16条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>その議決権の過半数の決議</u>によって選任する。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第18条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の過半数の決議</u>によって選任する。 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第19条（取締役の解任） 当社の取締役は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、<u>出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議</u>によって解任することができる。</p>
<p>第17条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員により<u>就任した</u>取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠又は増員により<u>選任された</u>取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。</p>
<p>第18条（役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>置く</u>ことができる。</p>	<p>第21条（役付取締役） 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じて、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p>
<p>第19条（代表取締役） 取締役社長は、当社を代表する。 2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役を<u>選任</u>することができる。</p>	<p>第22条（代表取締役） 取締役社長は、当社を代表する。 2 前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役を<u>選定</u>することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>第20条（取締役会の決議）</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p>	<p>第23条（取締役会の決議方法等）</p> <p>取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</p> <p>2 <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>第21条（取締役会の招集手続）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条（取締役会の招集手続）</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第22条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>（省略）</p>	<p>第25条（取締役会の招集権者及び議長）</p> <p>（省略）</p>
<p>第23条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>	<p>第26条（取締役会の議事録）</p> <p>取締役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>第23条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</u></p> <p>3 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p>
<p>第24条（取締役会規定）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>第27条（取締役会規程）</p> <p>取締役会に関する事項については、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第25条（取締役の報酬及び退職慰労金）</p> <p>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第28条（取締役の報酬等）</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第29条（取締役の責任免除）</p> <p>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第30条（監査役及び監査役会の設置）</p> <p>当会社は、監査役及び監査役会を置く。</p>
<p>第26条（監査役の員数）</p> <p>（省略）</p>	<p>第31条（監査役の員数）</p> <p>（省略）</p>
<p>第27条（監査役の選任）</p> <p>当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p>	<p>第32条（監査役の選任）</p> <p>当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
<p>第28条（監査役の任期）</p> <p>監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>第33条（監査役の任期）</p> <p>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第29条（常勤監査役）</p> <p>監査役は、その互選により常勤監査役1名以上を定める。</p>	<p>第34条（常勤の監査役）</p> <p>監査役は、監査役会の決議により常勤の監査役1名以上を定める。</p>

現行定款	変更案
<p>第<u>30</u>条（監査役会の招集）</p> <p>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第<u>35</u>条（監査役会の招集）</p> <p>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急に招集の必要あるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>2 監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>
<p>第<u>31</u>条（監査役会の決議）</p> <p>（省略）</p>	<p>第<u>36</u>条（監査役会の決議）</p> <p>（省略）</p>
<p>第<u>32</u>条（監査役会の議事録）</p> <p>監査役会の議事録は、<u>議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>第<u>37</u>条（監査役会の議事録）</p> <p>監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>
<p>第<u>33</u>条（監査役会規則）</p> <p>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>第<u>38</u>条（監査役会規程）</p> <p>監査役会に関する事項については、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>
<p>第<u>34</u>条（監査役の報酬及び退職慰労金）</p> <p>監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>第<u>39</u>条（監査役の報酬等）</p> <p>監査役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u>は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>
<p>（新設）</p>	<p>第<u>40</u>条（監査役の責任免除）</p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	第6章 会計監査人
(新設)	<p>第41条(会計監査人の設置)</p> <p>当社は、会計監査人を置く。</p>
(新設)	<p>第42条(会計監査人の選任)</p> <p>当社の会計監査人は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。</p>
(新設)	<p>第43条(会計監査人の任期)</p> <p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
(新設)	<p>第44条(会計監査人の報酬等)</p> <p>会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
(新設)	<p>第45条(会計監査人の責任免除)</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、3,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

現行定款	変更案
第6章 計算	第7章 計算
<p>第35条(営業年度及び決算期)</p> <p>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末日を決算期とする。</p>	<p>第46条(事業年度及び決算期)</p> <p>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎事業年度末日を決算期とする。</p>
<p>第36条(利益配当金)</p> <p>当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p>	<p>第47条(剰余金の配当)</p> <p>当社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して行う。</p>
<p>第37条(中間配当金)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者、及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当を支払うことができる。</p>	<p>第48条(中間配当)</p> <p>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者、及び毎年9月30日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</p>
<p>第38条(利益配当金及び中間配当金の除斥期間)</p> <p>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</p>	<p>第49条(剰余金の配当及び中間配当の除斥期間)</p> <p>剰余金の配当及び中間配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</p>
<p>附 則</p> <p>第3条の変更は、平成17年7月1日より効力を生ずるものとする。</p>	<p>(削除)</p>

以 上